

○伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領

平成19年12月28日告示第256号

改正

平成20年4月1日告示第55号

平成22年3月31日告示第55号

平成25年10月11日告示第205号

平成27年3月31日告示第46号

平成28年4月1日告示第88号

伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、入札及び契約の透明性を高め、公正な競争を確保するため、入札及び契約に関する苦情の処理手続に関し必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この要領による苦情処理の対象となるのは、次のとおりとする。

- (1) 設計金額130万円を超える建設工事
- (2) 設計金額50万円を超える業務委託
- (3) 設計金額80万円を超える物品購入、設計金額40万円を超える物品借入及び設計金額50万円を超えるその他の契約
- (4) 伊賀市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成16年伊賀市告示第91号）に基づく指名停止、警告又は注意の喚起の措置（以下「指名停止措置等」という。）

(苦情申立てができる範囲及び申立てができる者)

第3条 前条による苦情申立てができる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札（総合評価方式及び公募型プロポーザル方式を含む。）における参加資格否認理由及び参加資格取消理由
- (2) 指名競争入札における非指名理由
- (3) 随意契約（プロポーザル方式等を含む。）の相手方として選定されなかった理由
- (4) 総合評価方式の審査結果における評価理由
- (5) 指名停止措置等を受けた理由

2 前項の規定による苦情申立てができる者は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号については、伊賀市一般競争入札実施要綱（平成16年伊賀市告示第92号）第8条第3項（公募型プロポーザル方式にあつては伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成25年伊賀市告示第176号）第12条第2項）に規定する参加資格がないと確認通知を受けた者又は同要綱第10条第2項の規定により参加資格の取消通知を受けた者で、当該参加資格否認理由又は取消理由について不服がある者
- (2) 前項第2号については、当該入札と同一の工事種別にかかる入札参加の有資格業者のうち、当該指名競争入札に参加する者として指名されなかったことに対して不服がある者
- (3) 前項第3号については、当該入札と同一の工事種別にかかる入札参加の有資格業者のうち、当該工事の相手方として選定されなかった理由（プロポーザル方式等の場合は、契約の相手方として特定されなかった理由）について不服がある者
- (4) 前項第4号については、伊賀市総合評価方式試行要領（平成23年伊賀市告示第147号）に規定する入札に参加した者で、審査結果に対して疑義等がある者
- (5) 前項第5号については、指名停止措置等を受けた者で、当該措置に対して不服のある者（苦情申立ての方法）

第4条 苦情申立ては、次に掲げる期間内に苦情申立書（様式第1号）により、市長に対して行うものとする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる苦情にあつては、通知を受けた日から起算して5日以内
 - (2) 前条第1項第2号及び第3号に掲げる苦情にあつては、入札執行後において指名業者の公表を行った日から起算して5日以内
 - (3) 前条第1項第4号に掲げる苦情にあつては、入札執行後において審査結果の公表を行った日から起算して5日以内
 - (4) 前条第1項第5号に掲げる苦情にあつては、当該措置を行う旨の通知を受けた日から起算して5日以内
- （苦情申立ての回答）

第5条 苦情申立てがあつた場合は、市長は苦情申立てができる最終日から起算して5日以内に苦情申立回答書（様式第2号）により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

2 市長は、前条ただし書の規定により回答期間を延長するときは、苦情申立者にその理由を付して回答期間延長通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（苦情申立ての却下）

第6条 市長は、苦情申立ての期間の徒過又はその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その理由を付して却下通知書（様式第4号）によりその申立てを却下することができるものとする。

（苦情申立てについての教示）

第7条 市長は、苦情処理ができる事項、期間及び手続について、伊賀市ホームページ等により教示するものとする。

（苦情処理結果の公表）

第8条 市長は、苦情申立者に第5条の回答を行ったときは、当該申立者の提出した苦情申立書の写し（住所、氏名及び印を消したもの）及び回答書の写しを速やかに公表するものとする。

（再苦情申立てができる者及び方法）

第9条 第5条の回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、市長に対して再苦情の申立てを行うことができるものとする。

2 前項に規定する再苦情の申立ては、市長から第5条第1項の回答を受けた日から起算して5日以内に、再苦情申立書（様式第5号）により市長に対して行うことができるものとする。

（入札等監視委員会における審議）

第10条 市長は、前項の規定による再苦情の申立てがあつた場合、第12条に規定する再苦情申立ての却下をしないときは、速やかに伊賀市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の開催を求め審議を依頼しなければならない。

（再苦情申立てへの回答）

第11条 市長は、再苦情申立てについて、委員会から審議結果の報告を受けたときは、当該報告を受けた日から起算して5日以内に再苦情申立回答書（様式第6号）により申立者に回答するものとする。

2 市長は、前項の回答を行う場合において、再苦情の申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは申立てが認められた旨及びこれに伴い市が講じようとする措置の概要を再苦情申立者に対して明らかにするものとする。

3 市長は、前項の規定による回答を行うに当たっては、委員会の意見を尊重するものとする。

（再苦情申立ての却下）

第12条 市長は、再苦情申立ての期間の徒過又はその他客観的かつ明白に再苦情申立ての適格を欠くと認められるときは、その理由を付して却下通知書（様式第4号）によりその申立てを却下す

ることができるものとする。

2 市長は、再苦情の申立てを却下したときは、直近の委員会に報告するものとする。

(再苦情申立てについての教示)

第13条 市長は、第5条に規定する苦情申立回答書中に再苦情申立てができる旨及び再苦情申立ての
の
手
続
に
つ
い
て
記
載
す
る
も
の
と
す
る。

(再苦情処理結果の公表)

第14条 市長は、再苦情の申立者に回答を行ったときは、再苦情申立書の写し（住所、氏名及び印
を
消
し
た
も
の）
及
び
回
答
書
の
写
し
を
速
や
か
に
公
表
す
る
も
の
と
す
る。

(入札手続の執行)

第15条 再苦情申立ては、原則として入札手続の執行を妨げない。

(期間の算定)

第16条 第4条、第5条第1項、第9条第2項及び第11条第1項の期間の算定については、伊賀市
の
休
日
を
定
め
る
条
例
（
平
成
16
年
伊
賀
市
条
例
第
2
号
）
に
規
定
す
る
市
の
休
日
を
算
入
し
な
い。

附 則

この告示は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第55号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第55号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月11日告示第205号）

この告示は、平成25年10月11日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第46号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第88号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第6条、第12条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第11条関係）